

平成30年第2回

三股町農業委員会総会議事録

三股町農業委員会

平成30年第2回三股町農業委員会総会議事日程

平成30年2月28日（水）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第5号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第5 議案第6号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について
- 日程第6 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第8 議案第9号農地利用最適化推進委員の審査及び委嘱について

平成30年第2回三股町農業委員会総会審議結果

日程第4

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 9 ）

日程第5

議案第6号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第6

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 5 ）

日程第7

議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 60 ）

日程第8

議案第9号農地利用最適化推進委員の審査及び委嘱について

可決（ 1 ）

平成30年第2回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 2月28日（水曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第2会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 2月28日（水曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	馬渡	芳文
3番委員	下石	昭廣
4番委員	内村	介貞
5番委員	上水	広志
6番委員	溝口	良信

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 係 長

事務局 副主幹

(一 同 礼)
開 会 9 時 00 分

議長（溝口良信）

ただ今から平成 30 年第 2 回三股町農業委員会総会を開催いたします。
本日は全員ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 2 番委員馬渡芳文さんと 4 番委員内村介貞さんを指名いたします。つづきまして日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3 報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 12 件 17 筆 18,391 m²、内、田が 11 筆 7,665 m²、畑が 6 筆 10,726 m²でございます。詳細について担当がご説明いたします。

事務局

報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についての報告でございます。賃貸借権の合意解約について報告するものでございます。議案書の 3 頁 4 頁 5 頁受付番号 11 番から 22 番をご覧ください。受付年月日、申請人、申請地、解約の理由等の詳細につきましては総会資料の通りとなっております。先日の全体協議会でもお話ししましたが、受付番号 20 番借人〇〇〇〇〇さん、貸人〇〇〇〇〇さんについては、農地法の規定に基づく耕作という信義に反した行為について貸人〇〇〇さんの申し出による解約の理由となっております。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

ご質問等がないようですので、日程第 4 議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案します。事務局の説明を求めます。尚、受付番号 11 番は、受人が馬渡委員本人となっておりますので、審議の際は、農業委員会会議規則第 10

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号6番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号7番、平成30年2月13日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字樺山字藤尾〇〇〇〇番、田、641㎡他1筆計1,218㎡です。渡人の農業廃止により所有権を移転するものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

5番委員（上水広志）

受付番号7番については、出水委員、蔵元委員3名で2月21日に現地確認調査を行いました。場所については、航空写真をご覧ください。渡人が、農業廃止ということで、全ての田を譲りたいと出水委員に相談があった土地です。受人は、〇〇に〇〇〇〇〇〇として勤務されておりますが、〇月に〇〇〇〇されます。〇〇〇は、母牛が4頭おり和牛生産をされ、お母さんと農業もされる予定です。自宅近くに田がありましたが、前回ハウス用地として譲られております。今年水稻をつくる水田がないということで代替地として購入されるものです。他にも購入者希望者がおりましたが、渡人の〇〇氏とは従兄弟関係にあり受人の購入になったものです。機械能力等の状況からも効率的に利用できると思われる。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

受付番号7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号7番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 8 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字蓼池字今市〇〇〇番〇、田、409 m²他 1 筆計 1,038 m²です。親族間での生前贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 8 番については、前田委員と 2 月 21 日に現地調査し確認を行いました。場所については、航空写真をご覧ください。〇〇さんは高齢ではありますが、ご夫婦で 74 a を耕作され水稻栽培をされています。渡人は〇〇〇在住で農業をされたことはなく、当地は受人が以前より使用貸借で耕作されています。また、渡人と受人は親戚関係で、今回の贈与になったとのこと。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 8 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 8 番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 9 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：大字長田字天神原〇〇〇〇番〇、田、528 m²です。渡人の農業廃止に伴う売買による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

第3ブロックの案件ですので、私のほうでご説明します。受付番号9番は、2月21日に飛松委員と2月22日に小牧委員と現地調査を行いました。場所については、航空写真をご覧ください。受人は12月に隣地南側の水田を取得されております。また、今回北側を取得されるものです。本人は水稻を中心に農業経営をされております。農業従事者は2名です。通作距離も近く機械能力等の状況からも効率的に利用できると思われまます。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号9番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号9番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号10番、平成30年2月13日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字宮村字前畑〇〇〇〇番〇、田、601 m²です。渡人の農業廃止に伴う売買による所有権移転です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

2番委員（馬渡芳文）

受付番号10番は、2月21日に尾崎委員と現地確認を行いました。場所については、航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で〇〇と農業をされています。農地は全て耕作されており、農業従事者は2名です。機械能力等の状況からも効率的に利用できると思われまます。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (溝口良信)

受付番号 10 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 10 番は許可することに決定しました。次の議案は、馬渡委員の農地取得に関する案件ですので、退室をお願いします。

(馬渡委員が退室される)

議長 (溝口良信)

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 11 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：大字宮村字前畑〇〇〇〇番〇、畑、346 m²です。渡人と受人双方の要望により所有権を移転するものです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

5 番委員 (上水広志)

受付番号 11 番については、尾崎委員と 2 月 26 日に現地確認を行いました。場所については、航空写真をご覧ください。受人は、農業委員であります馬渡委員です。畜舎に隣接する畑ですが、今回渡人から相談があり申請になったものです。和牛生産と和牛肥育をされ、従業員が 4 名で経営されております。状況から効率的に利用できると思われる、利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。

議長 (溝口良信)

何かご質問、ご意見はありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

受付番号 11 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 11 番は許可することに決定しました。馬渡委員の入室をお願いします。

（馬渡委員が入室される）

議長（溝口良信）

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 12 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇、渡人：〇〇〇、申請地：大字長田字秋丸〇〇〇〇番〇、田、1, 508 m²です。受人の要望により売買にて所有権を移転するものです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

第 3 ブロックの案件ですので、私のほうでご説明します。受付番号 12 番は、2 月 21 日に飛松委員と 2 月 22 日に小牧委員と現地調査を行いました。場所については、航空写真をご覧ください。渡人は高齢になり今回の売買になったものです。受人は水稲を中心に栽培されており、農業従事者は家族 3 名です。両隣を耕作されており、申請地は 200m のところですが、農地は全て耕作されており、機械能力等の状況からも効率的に利用できると思われる。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 12 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 12 番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 13 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字蓼池字南前〇〇〇〇番〇、田、1, 003 m²です。受人の要望により売買にて所有権を移転するものです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

4 番委員（内村介貞）

受付番号 13 番は、2 月 21 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認調査を行いました。場所については、航空写真をご覧ください。受人は蓼池で〇〇〇と農業を兼業されております。本人は 3 月末日をもって〇〇を退かれるとのこと。水稻を中心に耕作されており、農業従事者は 3 名です。また、隣地が受人の水田とのことで集約されます。状況からも効率的に利用できると思われる。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

受付番号 13 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 13 番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 14 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：大字蓼池字牛ヶ廻〇〇〇〇番〇、畑、1, 664 m²です。譲渡の理由がその他

と書いてありますが、渡人の資金調達が必要なための売買です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。ただし、こちらは、町内の耕作実績がなく、また以前太陽光の問い合わせがあった農地であり、確認したいとの考えから本人に営農計画書を提出してもらいました。下石委員と内村委員にこのことについては報告しております。簡単に内容を報告しますと、〇〇さんにおかれましては、〇〇〇〇〇〇を中心に耕作され、営農面積は6,500㎡です。現状としましては水稻を中心に耕作され、畑は加工用甘藷を作付けされ、10aあたり4トンの収穫単価50円での販売を計画されています。〇〇〇〇からの通作距離は5kmとの報告になっております。受人には、今回の第3条での取得後の農地は簡単に転用できないことを話し、その旨わかっておりますとの回答を得ております。

4 番委員（内村介貞）

受付番号14番は、2月21日に第4ブロック委員3名で現地調査を行いました。場所については、航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で〇〇〇〇と農業を兼業されております。〇〇〇については、〇〇〇が〇〇をもっておられ一緒にされているとのことです。農地については、事務局より説明があった通りです。機械等もトラクター、田植え機、コンバイン等を所有されて、農業従事者は2名です。農地の規模拡大を図るために農地を取得されるものです。利用要件、従事要件、調和要件等特に問題がないものと判断し許可相当と判断をいたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

3 番委員（下石昭廣）

補足説明します。いま事務局並びに内村委員より報告があった通りですが、事前に事務局のほうから案内をしてもらって現地確認をしております。その時点で、ここは農振から除外されているところであり、受人の〇〇をみた時に〇〇〇〇をされておりましたので、慎重に書類を整備したほうが良いだろうと事務局と打合せて、説明があった通り営農計画書の提出を要請しました。取得地は農業をする目的で取得するわけですから、期間を経ずに転用されるとか懸念されるような場所でもありましたので、営農計画書を徴求したところです。話をして提出された計画書を説明されたものです。いろいろな書類が揃えば、反対する理由もなくなると考えます。許可相当であると判断した次第です。

5 番委員（上水広志）

営農実態はどうなのですか。

3 番委員（下石昭廣）

営農実態は書類をもらったことでの確認です。〇〇〇在住の方です。通作距離も 5 km とのことですので、近くもないが、不可能でもない距離です。樺山でも 6 地区を耕作する方もいます。営農計画書は全員が提出させることはないわけですから、もらったほうがいいであろうとの判断です。計画は、さきほど事務局より説明があった通りですから、その通り履行してもらえば許可をしない理由はないと思います。また、簡単に転用はできないことも言ってあり、了解されているわけですから、現時点で許可しない理由はなくなると考えました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 14 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 14 番は許可することに決定しました。

続きまして **日程第 5 議案 6 号** 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 6 号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてであります。合計 1 件 2 筆、530 m² であります。内訳は田が 2 筆 530 m² です。詳細については、担当がご説明いたします。

事務局

受付番号 1 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、〇〇〇〇さんが平成 26 年 10 月 22 日に貸家 2 棟で許可受けたところです。申請地：蓼池字大原〇〇〇〇〇〇を事業計画変更するものです。〇〇〇〇〇〇が平成 30 年 2 月に〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇に分筆されております。今回、〇〇〇〇〇〇について転用事業者を変更して一般住宅への転用、〇〇〇〇〇〇については、〇〇〇〇さんが、〇〇さんの自宅の敷地拡張、駐車スペースとして事業計画の変更を申請するものです。

議長（溝口良信）

り、ここは車をとめられない場所です。人が来られるということで、駐車場が必要であり、将来的に宅地の一部に説明のスペースを作られる計画もあるようです。敷き砂利を敷かれるそうですので、雨水は地下浸透とします。特に問題無く許可相当と判断します。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 11 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 11 番は承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 12 番、先ほど事業計画変更申請が申請された案件です。平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、田、462 m²です。現況地目は、田になっていますが、すでに宅地として造成がされておりますので宅地に訂正をお願いします。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転です。転用目的は、貸家住まい解消の一般住宅 1 棟です。資金計画は借入です。その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の (1) のカに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

4 番委員（内村介貞）

受付番号 12 号は 2 月 21 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査を行いました。場所の詳細は、航空写真をご覧ください。受人は、〇〇に貸家住まいをされており、解消のために一般住宅 1 棟を建築されるものです。周囲はブロック塀があり地上げもされており、生活排水は合併浄化槽を設置し既設側溝へ放流します。雨水についても同様です。特に問題無く許可相当と判断します。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 12 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 12 番は承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 13 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇番〇、現況畑、462.81 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転です。転用目的は、貸家住まい解消の一般住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 13 号は 2 月 21 日第 1 ブロック委員 2 名で現地調査し確認を行いました。場所の詳細は、航空写真をご覧ください。受人は、現在〇〇〇在住でアパート住まいをされておりますが、貸家住まい解消のために渡人との契約が整い、今回の申請に至ったものです。周辺一帯は住宅地となっており農地への影響は考えられません。汚水、生活排水は合併浄化槽を設置して処理し、雨水は南側道路側溝へ接続して処理されます。特に問題無く許可相当と判断します。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 13 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 13 番は承認することに決定しました。次の受付番号

の説明をお願いします。

事務局

受付番号 14 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇番〇〇、畑、330 m²です。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転です。転用目的は、一般住宅 1 棟を建設するものです。資金計画は借入です。その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の (1) のカに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。総会資料の転用目的の項目記載がもれておりましたので、貸家住まい解消の記入をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 14 号は 2 月 21 日第 1 ブロック委員 2 名で現地調査し確認を行いました。場所の詳細は、航空写真をご覧ください。受人は、現在〇〇〇でアパート住まいをされておりますが、以前より貸家住まい解消のために土地をさがしておられ、今回条件のよい申請地があることを知り申請に至ったものです。汚水、生活排水は合併浄化槽を設置して既設道路側溝へ接続して処理し、雨水も道路側溝へ接続して処理されます。特に問題無く許可相当と判断します。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 14 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 14 番は承認することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 15 番、平成 30 年 2 月 13 日受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇〇、登記地目田、294 m²です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転です。転用目的は、貸家住まい解消の一般住宅 1 棟です。資金計画は借入です。こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 15 号は 2 月 21 日第 1 ブロック委員 2 名で現地調査し確認を行いました。場所の詳細は、航空写真をご覧ください。受人は、〇〇〇〇のマンションに居住されておりますが、貸家住まい解消のために渡人との土地購入の話がまとまり、今回申請されたものです。汚水、生活排水は公共下水道へ、雨水は北側道路側溝へ接続して排水されます。特に問題無く許可相当と判断します。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 15 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 15 番は承認することに決定しました。続きまして、**日程第 7 議案第 8 号**農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてであります。今回、所有権移転が合計 15 件 36 筆 46,679 m²、うち田が 12 筆 17,498 m²、畑が 24 筆 29,181 m²でございます。利用権設定については、合計が 45 件 70 筆 68,658 m²、うち田が 57 筆 51,545 m²、畑が 13 筆 17,113 m²でございます。利用権設定の内訳としまして、通常利用権設定の合計が 44 件 68 筆 66,687 m²、うち田が 55 筆 49,574 m²、畑が 13 筆 17,113 m²でございます。農地中間管理機構による利用権設定の合計が 1 件 2 筆 1,971 m²、うち田 2 筆 1,971 m²でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

所有権移転各筆明細は、総会資料 15 頁の 2 番から 17 頁 16 番です。利用権設定の各筆明細の通常各筆明細は総会資料 18 頁の 57 番から 25 頁の 100 番までとなっております。また、農地中間管理機構による利用権設定は、総会資料 26 頁 101 番です。

ご質問、ご意見がありましたらよろしく申し上げます。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

1 番委員（小倉休幸）

これを見ますと、なかなか中間管理機構の動向が薄れてきているのではないかと、面積が少ないように思いますが。

事務局

いままでの実績には、A t o Aという本人の所有農地を農地中間管理機構に預け、それを機構が本人に貸し付けるというような、あまり好ましくないやり方で実績があがってきたという経緯があります。内部でも話をしてそのやり方についてもおかしいのではないかと、担い手への集積の点から考え方を変えたほうが良いということで検討しています。A t o Aというただ実績だけを求めたやり方ではなく、推進のあり方を変えていく考えです。

1 番委員（小倉休幸）

基盤整備がらみのことを考えたら、どうなのかなと思います。

事務局

農業委員会、農政企画係のほうも、〇〇を中心に今年の4月1日以降の推進方法等について、担い手への集約を中心に活性化していく方法を検討していますのでよろしく申し上げます。

議長（溝口良信）

中間管理機構の契約は、私のところが1件ありましたが、以前の契約が切れて、本人に機構の案内をしたところ契約された案件です。今回の場合でも、私達委員が、以前のままの契約にされるか、中間管理機構の契約にされるか紹介することで中間管理機構の利用権設定につながると考えます。一言添えることも私達農業委員の仕事と考えますので、次回の全体協議の場で提案したいと思います。

3 番委員（下石昭廣）

課長、会長と同じ意見を持っております。実質的に農地中間管理機構がやろうとしている主旨通りであればいいと思いますが、ただ数字上の実績をあげるために以前利用権設定で10年していたものを乗り換えるというのはどうかと考えます。以前に相談員をしていた時も、それほど積極的には考えておりませんでした。数字上だけでは意味がないわけで、交付金の名称は忘れましたが、本来は地域の交付金までもらい地域のみんなで施設を取得するなりの趣旨通りの活用ができれば歓迎して取組

んでいいと考えます。無理してまではどうかと考えていました。

5 番委員（上水広志）

先日、農林水産省と意見交換する機会があり、長年中間管理機構を担当されていた方もおられ 集約協力金も平成 30 年で予算的には終わるそうですが、平成 31 年も集約協力金的なものを考えておられるとのことでした。その中で、新潟の耕地組合の方が出席されておりまして、集約協力金だけで 2 千万位交付を受けたそうです。そういう形で中間管理機構をうまく活用して、補助金をもらえるような形で利用できればと考えます。

1 番委員（小倉休幸）

いままで、だれかいますか。〇〇も交付を受けたことはありません。

3 番委員（下石昭廣）

実際には、過去の中間管理機構事業以前の面的集積関連事業で、すでに交付を受けており集積事業が重複していると考えます。以前より集積事業には取組んでおり、〇〇の〇〇あたりはこれで多額の集積協力金の交付を受けていると思います。ここで中間管理機構事業ができて、そこでも交付を受ければ、税金の面から、国民の目からみれば無駄に国税をつかっているとも考えられます。

事務局

地域でまとまり地域の担い手を育て、担い手を集中して流動化をすすめていかないと集積は達成しないと考えます。事業として補助金ありきのみで進めていっても、地域集積は達成しないと考えています。

5 番委員（上水広志）

補助金を出して、こけだけの機械が購入できるとかあるのではないですか。

事務局

それだけでは長続きしないのではないかと考えています。中間管理については、担い手をどう育てていくのか、どう産業整備していくのかが大切と考えます。

議長（溝口良信）

この件については、農業委員だけではなくて最適化推進委員も交え、今回の意見を踏まえて全体協議会で討論する時間を設けたいと考えます。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (溝口良信)

所有権移転各筆明細 15 頁の 2 番から 17 頁 16 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、所有権移転各筆明細 15 頁の 2 番から 17 頁 16 番について承認することに決定いたしました。

議長 (溝口良信)

つづきまして利用権設定各筆明細の通常各筆明細 18 頁の 57 番から 25 頁の 100 番と農地中間管理機構による利用権設定 26 頁 101 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画は、承認することに決定いたしました。続きまして、**日程第 8 議案第 9 号**農地利用最適化推進委員の審査及び委嘱について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 9 号農地利用最適化推進委員の審査及び委嘱について提案いたします。今回は最適化推進委員 1 名の補充となり審査及び委嘱になります。詳細につきまして担当がご説明します。

事務局

ご報告いたします。以前より、全体協議会等でご報告させていただいております農地利用最適化推進委員の補充の件についてであります。いままでの経緯について簡単にご説明しますと、1 月 10 日から 2 月 9 日まで農業委員会事務局で資料の配布、募集を行いました。その中で、第 1 ブロックにおける農地利用最適化推進委員に 2 名申込みがありました。2 名について、有識者で組織される農業委員及び農地利用最適化推進委員選考委員会で、募集の申請書類の内容、その他選考委員の方々のご意見をお伺いしながら選考を行ってきました。その選考の結果につきましては、2 月 16 日に選考委員会の委員長〇〇〇〇さんから町長に答申書を出していただい

おります。その答申書は、同日町長のほうから会長へ結果の内容報告について答申をだされております。答申書の内容と町長から会長へ出された報告につきましては、前回、総会資料と一緒に複写のほうをお渡しした次第です。第1ブロックの最適化推進委員として、下沖常美さん昭和〇〇年〇〇月〇〇日生〇〇歳です。委嘱期間については平成30年3月1日より平成32年7月19日となります。

議長（溝口良信）

ただいま、説明がありましたが、総会資料28頁に記載の通りであります。第1ブロックで選考がありまして、ここに議案としてあがっております。お名前が下沖常美さん昭和〇〇年〇〇月〇〇日生〇〇歳、委嘱期間が平成30年3月1日より平成32年7月19日までとなっております。これについて皆さんのほうからお聞きになりたい点がありましたらご質問下さい。それでは無いようですから、農地利用最適化推進委員の委嘱について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、農地利用最適化推進委員については承認されましたので、委嘱することに決定いたしました。委嘱状の交付は総会終了後行いますので、よろしくお願いいたします。以上で本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は、全議案慎重審議くださりましてありがとうございました。これで第2回三股町農業委員会総会を終了します。

閉 会 10時15分

上記の農業委員会会議録は相違ないことを証し、署名捺印する。

議 長 _____

2 番 委 員 _____

4 番 委 員 _____